

⊘ 違反是正

岡崎市の概要

岡崎市は、愛知県の中央部に位置し、東部、北部の丘陵地と、まちの中心を流れる矢作川、乙川が素晴らしい景観をつくり出している。総面積は387.24㎢で県内で3番目の規模である。比較的温暖な気候と清流に恵まれ、室町中期には岡崎城が築城され、松平清康が入城した頃に飛躍的に発展したと言われている。

徳川家康公は、松平清康の孫として岡崎城で生まれた。家康公が江戸に入府後は、豊臣秀吉の家臣、田中吉政が城主となり、城下町として町並みを整えた。以後、東海道五十三次の宿場町、そして多くの寺院の門前町として発展してきた。

また、大正5年の市制施行以降は、教育、文化、金融、産業、交通など様々な分野で西三河の中心都市としての役割を果たし、「人・水・緑が輝く活気に満ちた 美しい都市 岡崎」を目指し発展を続け、平成26年6月末現在、岡崎市の人口は37万9,583人である。

平成27年には、徳川家康公こうきよ薨去400年、平成28年には、市制100年という記念の年を迎える。

消防本部の概要

岡崎市消防本部は、1本部3署2分署5出張所、職員361人で組織されている。当消防本部の予防体制は、予防業務専従者として予防課に予防

無届の増改築により違反となった
複合用途防火対象物を
是正させた事例

岡崎市消防本部予防課
清水隆志

岡崎観光夏まつり花火大会（写真提供：岡崎市）



班、指導班、危険物班の3班を配置し、査察、消防同意、消防検査、危険物規制、その他予防業務に係る事務を所管している。また、各消防署所の警防係が予防業務を兼務しており、3署には査察専従者である再任用職員が2名ずつ配置されている。

事例概要

平成19年1月に兵庫県塚本市で発生したカラオケボックス店の火災を受け、管内全てのカラオケボックス店に建築部局と合同で立入検査を実施した。その際に無届で増改築を行っていることを把握したカラオケボックス店に対し、数年にわたり指導を行うも改善されなかった。

その後、同店舗内で飲食店の営業を開始し、複合用途となり、危険性が増大したこともあり、早期に対応し、警告を行って是正させたものである。

防火対象物の概要

(1)関係者(以下、「A」という。)

建物は個人所有で、建物を所有するAが代表を務める法人が経営している。

(2)消防同意年月日及びその後の経緯

平成2年1月16日に管理棟(41.31㎡)1棟、カラオケホール(14.53㎡)7棟のカラオケボックスとして消防同意。

平成19年1月30日の立入検査時には、棟の接続を伴う増改築等があり、消防同意当初の状態とは大きく変容していた。

その後、平成22年8月頃に防火対象物の一部で飲食店の経営が開始され、複合用途防火対象物となった。

(3)用途(平成22年8月当時)

複合用途(16)項イ(カラオケボックス(2)項ニ・飲食店(3)項口)

カラオケボックス(521.45㎡)、飲食店(145.26㎡)

(4)構造、階数等

木造一部鉄骨造平屋建て、延べ面積666.71㎡

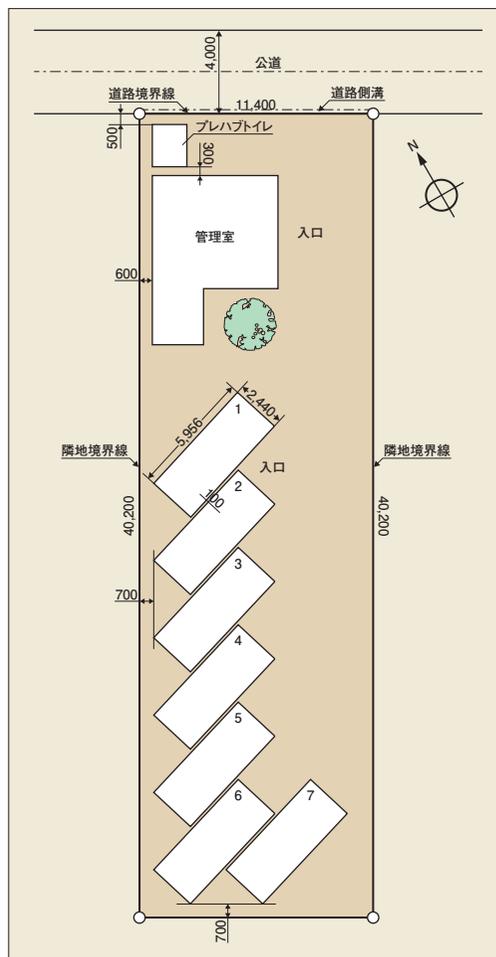
(5)収容人員

263名

(6)消防用設備等の設置状況

消火器

(7)建物平面図



消防同意時の平面図



増改築後の平面図

❌ 違反是正



改善状況(自動火災報知設備)

消防法令違反の概要

- (1)防火管理者未選任、消防計画未作成
- (2)消防訓練未実施
- (3)防災物品でないカーテン・じゅうたん類の使用
- (4)消防用設備等点検結果の未報告
- (5)消火器の設置個数の不足及び適正維持管理不備
(標識未設置・安全栓なし)
- (6)自動火災報知設備の未設置

建築当初は、コンテナボックス単独型のカラオケボックスであったため不要であったが、各棟のひさしによる接続及び増築により自動火災報知設備の設置が必要となった。

- (7)誘導灯の未設置

上記(6)の理由のため、誘導灯の設置が必要となった。

- (8)屋内消火栓設備の未設置

上記(6)の理由のため、有効開口部が確保できず、無窓階に該当し、屋内消火栓設備が必要となった。

指導経過

(1)増築による違反の発生

○平成19年1月30日

建築部局と合同で立入検査を実施し、カラオケボックス店の無届の増築を確認する。

把握できる不備事項に関しては、その場で指導を行い、その他消防用設備等の設置等については、面積等のわかる図面等を受領後に、再度立入検査を実施し指導することとした。

○平成19年3月16日

防火管理者選任届出書の提出及び図面を受領する。



改善状況(誘導灯)

○同日

建築部局と合同で立入検査を実施する。

提出された図面をもとに消防用設備等の設置を指導し、指示書を交付した。

〔不備事項〕消防計画未作成、消防訓練未実施、防災物品ではないカーテン、じゅうたん類の使用、消防用設備等点検結果の未報告、消火器の設置個数の不足及び適正維持管理不備、誘導灯の未設置、自動火災報知設備の未設置、屋内消火栓設備の未設置

○平成19年4月12日

消防計画作成届出書の提出

○平成19年11月～平成22年10月

建築部局と合同で立入検査を5回実施するが、消防用設備等の設置について資金面を理由に改善が進まず、毎回同様の不備事項を指摘し、指示書を交付する状態が続く。

(2)用途変更による違反の発生

○平成22年10月1日

立入検査時に、同年8月頃に防火対象物の一部を改修し、飲食店の営業を開始していることを確認した。(この時点で(16)項イとなった。)

○平成23年10月7日

警告、命令等の違反処理を視野に入れ立入検査を実施する。

〔不備事項〕平成19年3月16日立入検査時の不備事項と同内容

○平成23年10月30日

改善結果(計画)報告書を期日(11月7日)までに提出するよう電話連絡を行い、A本人から提出するとの回答を得る。

○平成23年11月7日

改善結果(計画)報告書が提出されず。

○平成23年11月11日午前

勧告書の交付を決定する。勧告書交付が決定したため電話連絡するが、Aは外出のため店舗にいない旨の回答を得る。

改善結果(計画)報告書の期日については12月15日とする。

〔勧告事項〕平成23年10月7日立入検査時の不備事項と同内容

○同日午後

勧告書交付のため、当該防火対象物に出向する。電話で確認したとおり、Aは不在であったため、従業員に勧告書を交付し、Aに渡すよう依頼する。

○同日帰課後

電話にてAが勧告書を受け取ったことを確認する。内容は未確認とのことであったため、確認し必ず改善するよう指導する。

○平成23年12月5日

今後の違反処理を視野に入れ、法務局に法人、建物及び土地の登記簿謄本申請をする。屋号「B」での登録はなく、B株式会社で法人の登記簿謄本を取得した。しかし、建物の登記はされておらず、土地の登記簿謄本を取得した。

建物の所有者が不明確のため、市役所の資産税課で図面を取得し確認したところ、建物の固定資産税の課税対象が株式会社Cであると判明した。

株式会社Cに当該カラオケボックス店について問い合わせると、以前は株式会社Cが所有し、経営していたがAに売却した旨を聴取する。

また、課税対象の変更をしていないため、税金の納付通知が株式会社Cに届くが、Aに支払うよう



敷地内部の状況

依頼しており、実際に納付している旨を聴取する。

○平成23年12月9日

改善結果(計画)報告書が提出されるが、具体的な改善計画がないため、1月中旬に改善状況の確認の立入検査を行う旨をAに通知する。

○平成23年12月16日

消防訓練実施届が管轄署に届け出される。

○平成24年1月13日～1月17日

改善状況の確認と立入検査の日程調整のため電話するが、Aと連絡が取れない状況が続く。

○平成24年1月19日

1月27日に改善状況の確認の立入検査を行う旨をAに通知した。

○平成24年1月27日

Aの都合により改善状況の確認及び実況見分を2月7日に延期する。

○平成24年2月7日

立入検査を行い、改善の進捗状況の確認及び実況見分を実施する。

具体的な改善状況が確認できないため、改善を進めるよう指導し、改善結果(計画)報告書の提出を求めた。

○平成24年2月29日

電話連絡をし、改善結果(計画)報告書を早急に提出するよう指導する。

また、平成12年に株式会社Cから建物を購入し、独立した旨を聴取した。

○平成24年3月9日～3月19日

電話連絡するも、A不在。

○平成24年3月21日

電話連絡し、警告書を3月30日に交付する旨を伝える。その時には、来課するよう要請する。違反に対する改善について、現段階では業者に相談中とのことだが、具体的な改善計画等はないとのことであった。

○平成24年3月30日

〔警告書交付〕消防本部内にて警告書を予防課幹部立会いのもと、警告書交付式という形をとり、Aに交付し、受領書を受領する。

〔警告事項〕勧告書と同内容

○平成24年4月17日

⊘ 違反是正

進捗状況確認のため電話連絡するも、A不在。

○平成24年4月24日

Aから電話連絡があり、4月末に業者と打合せをするとのこと。

○平成24年5月2日

業者立会いのもと、立入検査を実施する。消防用設備等の設置位置や開口部を設ける位置について指導する。また、消防計画を現地にて受け取る。

○平成24年5月24日

着工届(自動火災報知設備、誘導灯)が届け出される。

○平成24年6月18日

設置届(消火器、自動火災報知設備、誘導灯)、点検結果報告書(既存消火器)が提出される。

防災物品ではないじゅうたん類の取替えが、7月初旬になることから、検査もそれに併せて7月5日とする。

○平成24年7月5日

設備検査を実施する。消火器、自動火災報知設備、誘導灯設備検査異状なし。検査済証を交付する。開口部を確認し、無窓階非該当となる。防災物品の違反も改善済み。

全ての違反事項の改善を確認した。

是正指導を振り返って

(1)警告書の交付方法を工夫したことにより、関係者の意識を変えさせることができたこと。

警告書の交付方法について、消防本部に関係者本人を来庁させ、予防課幹部の立会いのもと、警告書交付式という形で予防課長から関係者本人に交付を行ったことで、関係者が違反の内容の重大

性を認識でき、結果、警告書交付後、約3カ月で違反を是正させることができた。

(2)警告書を関係者本人ではなく、従業員に交付してしまっただけで、消防法違反の重大性が関係者になかなか伝わらなかったこと。

交付日当日に関係者本人の都合がつかないまま防火対象物に赴き、従業員に警告書を交付してしまっただけで、警告書の交付方法を前述(1)のような形を取るべきであった。

(3)長期間立入検査を実施せず、指導が全体的に遅れてしまったこと。

消防同意後、長期間立入検査に行かず、カラオケボックス店の火災発生に伴い初めての立入検査を実施した後に増築等を確認したため、指導が遅れてしまった。

その後の対応も、他のカラオケボックス店の是正指導を同時進行で行っていたため、違反処理への移行が結果として遅れてしまった。当該カラオケボックス店を利用する市民の安全を守るためにも、違反処理への早い決断と、違反処理担当者の専任化が必要であった。

まとめ

今回の事例では、消防法令違反に対する改善の意思が見られない関係者に対し、警告を発することで、一気に消防法令違反を改善することができた。

最初の立入検査から、数年間は何度も立入検査を実施し、消防法令違反を指摘し指導していたが、関係者の改善に対する意欲が全く見られなかった。そのため違反処理を進めていく上で、果たして改善が進むか当初は半信半疑であったが、消防法令違反を見逃さないという消防側の確固たる意思を警告といった形で明確に関係者に表示したことで、結果的に全ての改善を進めることができた。

改善の意思が見られない関係者に対しては、100回の立入検査よりも1回の違反処理が効果的であることを実感した。市民の生命、身体及び財産を守る立場から、今後も、消防法令違反の改善が滞っている防火対象物には、適切な是正指導を行い、併せて違反処理の知識、技術の向上を図っていく必要がある。



徳川家康公が誕生した「岡崎城」(写真提供:岡崎市)